

全面的な国選付添人制度の実現を求める総会決議

決議の趣旨

当会は、国に対して、少なくとも少年鑑別所に収容され身体拘束を受けた少年の事件全件まで国選付添人制度の対象事件を拡大する少年法改正を速やかに行うよう求める。

決議の理由

- 1 少年保護手続において、すべての少年は、付添人選任権を有している。

弁護士付添人は、少年の正当な利益を擁護し、適正な審判・処遇決定のために活動する者である。すなわち、非行事実の認定が適正に行われるよう裁判所に働きかけ、少年に対し法的な助言をする、司法的役割を担うことはもちろん、家庭、学校、職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する福祉的役割をも果たしている。

- 2 かかる弁護士付添人の重要な役割にもかかわらず、実際に少年に弁護士付添人が付される例は少なく、千葉家庭裁判所本庁管内における、平成22年1月から10月までの弁護士付添人の選任率は、少年鑑別所に収容され審判を受ける少年の約78.7%にすぎない。一方で、平成21年度司法統計年報によると、千葉地方裁判所管内の成人の刑事裁判では、約99.1%の被告人に弁護士が選任されている。

また、一昨年5月21日から、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことにより、多くの被疑者少年にも国選弁護人が付されることとなった。しかし、国選付添制度の対象事件は極めて限定されており、しかも、選任が家庭裁判所の裁量にゆだねられていることから、家裁送致後の少年の大多数が、国選付添人による支援を受けられない。一方で、成人の被疑者国選弁護人は、起訴後も被告人国選弁護人となり、被告人は続けて支援を受けることができる。

これらのことは、成人より未成熟で、よりいっそうの援助が必要であるはずの少年に対する法的援助が、著しく不十分であることを示している。

- 3 こうした問題状況を受け、日本弁護士連合会は、国選付添人制度の対象事件が拡大するまでの対応策として、すべての弁護士会員が拠出する特別会費をもとに期間を限って設置した少年・刑事財政基金を財源として、弁護士費用を支払えない少年に私選付添人の費用を援助する、少年保護事件付添援助制度を実施してきた。

当会では、国選付添人が選任されない大多数のケースにおいて、被疑者少年の国選弁護人に対して、上記の付添援助制度を積極的に利用して、少年の私選付添人として活動するように促している。また、一定の要件を満たす少年に対して無料で弁護士を派遣する当番付添人制度を実施し、昨年9月1日から、当番付添人の派遣対象事件を少年鑑別所に収容された少年全件に拡大した。

- 4 しかしながら、こうした弁護士会の特別会費による付添人制度の拡充は、被疑者国選弁護制度の拡大による付添援助制度の利用者数の増加により、財政的な危機に瀕している。積極的な付添人活動が、逆に財政悪化による援助の切り下げを招くような事態は、何としても避けなければならない。

そもそも、こうした付添人制度の財政的な裏付けは、少年は成人以上に弁護士付添人による援助が必要であることからして、当然に国費によるべきであり、上記の付添援助制度等の弁護士会の特別会費による援助は、暫定的なものでなければならない。わが国が批准した子どもの権利に関する条約第37条(d)が、「自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」と規定していることに照らせば、国選付添人制度は、成人における国選弁護制度と同様、少年に当然認められた権利であるはずである。

とりわけ、少年鑑別所に収容され審判を受ける少年は、非行事実の軽重にかかわらず、生育歴、家庭環境にも大きな問題を抱えているケースが多く、また、少年院送致等の重大な処分を受ける可能性が高いことから、上記の司法的役割及び福祉的役割を果たすべき国選付添人による法的援助を受けられる体制を早急に整えなければならない。

- 5 当会は、昨年3月17日、「全面的な国選付添人制度の実現を求める会長声明」を発表したところであるが、現在のところ、国選付添人制度の対象拡大に向けた議論は遅々として進んでいない。

そこで、さらに当会として、国に対して、少なくとも少年鑑別所に収容され身体拘束を受けた少年の事件全件まで国選付添人制度の対象事件を拡大する少年法改正を速やかに行うよう強く求めるべく、本決議を採択する。

2011年（平成23年）5月13日

千葉県弁護士会
会長 木村 龍

